市が発令する避難情報を確認しましょう

河川の水位が上昇し洪水発生の危険があるときには、警戒レベルに応じて以下の避難情報を発令します。 警戒レベル1~5の順番で発表されるとは限らず、状況が急変することがあります。

警戒レベル	状況	避難情報等	住民が取るべき行動
5	災害発生又は切迫	緊急安全確保	命の危険があります。直ちに安全確保してください。
~<警戒レベル 4 までに必ず避難!>~			
4	災害のおそれ高い	避難指示	危険な場所から全員避難してください。
3	災害のおそれあり	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難してください。
2	気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報(気象庁)	自らの避難行動を確認してください。 (例)ハザードマップ等により災害リスクを確認
1	今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報(気象庁)	災害への心構えを高めてください。 (例) 防災気象情報等の最新情報に注意する。

避難情報は、防災アプリ、市ホームページ、防災行政無線等をご確認ください。情報が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は避難を開始しましょう。 III 避難情報 検索 N

問合せ 桜区総務課 **■**856·6123 **■**856·6270

きらきらシルバー講座~シニア世代を豊かに~

これからの人生をもっと輝かせるためのヒントを学びます。男性も大歓迎です(全2回)。

日時·内容

- ●スキンケアと身だしなみ(美容コンサルティング会社講師)
- ●シニア世代の活躍の場について(シルバー人材センター等)

- 食生活と腸内環境(食品会社専門スタッフ)
- ウォーキング&ストレッチ講座(ランニングスクールコーチ)

会場 大久保公民館 対象 区内在住で、概ね60歳以上の方 定員 30人(先着順)

申込み 9月5日月~21日屋に、直接、電話又はファクスで桜区高齢介護課へ。

問合せ 回856·6178 **風**856·6271

高齢者のための運動支援員に なりませんか

高齢者が運動習慣を身につけ、健康でいきいきと暮らせるよう支援する、地域運動支援員の養成講座を開催します。

日 時 10月4日以·11日以·19日以*·25日以、

11月4日盒·11日盒*·16日似*·24日休*、

12月2日 金*·7日 水(全10回)

13時30分~16時30分(※の日は13時30分~15時30分です)

会場 講義:大宮区役所、実技:調公園(浦和区岸町)

※日程により会場が変わりますので、ご注意ください。

対 象 区内在住で、運動支援員として活動できる方

募集人数 3人程度(応募多数の場合は選考)

※講座修了生は、地域運動支援員として登録され、支援員派遣や自主活動グループ支援等の活動をしていただきます。

申込み 9月14日例までに、電話又はファクスで、住所、氏名、

問合せ 年齢、電話番号、応募理由を、桜区高齢介護課へ。

■856.6178 **■**856.6271

いきいきサポーター 養成講座

介護予防に有効な「いきいき百歳体操」の手法や、地域での自主グループ活動の立ち上げ方法について学びます。

日 時 10月6日~12月1日の毎週木曜日 (11月3日を除く、全8回)

14時~16時

会場 桜区役所 4階大会議室

対 **象** 市内在住で、いきいきサポーターと して活動できる方

定 員 30人(抽選)

申込み 9月1日休~20日火に、申込書に記入

問合せ し、桜区高齢介護課へ。

■856.6178 **■**856.6271

※申込書は桜区高齢介護課で配布しています。

こんにちは 区長です

私たちは自然と共生しながら、国内外の様々な技術革新の もとで便利かつ合理的な暮らしを手に入れてきました。

一方、長い歳月の中で自然環境が変化し、地球温暖化と相まって甚大な自然災害も増え、今まで経験したことのない気候変動を肌で痛感するようになりました。

令和元年10月の台風19号時には、これまで経験のない程の被害を受けた浦和市場をはじめ桜区内の床上床下浸水被害は1.209件にものぼり、市内の被害件数の75%を占めました。

その後の3年間で、水害対策の要となる油面川排水機場の供用開始や鴨川の護岸改修工事、鴻沼川の護岸営上げ工事、令和12年度完成を目途とする荒川第二・三調節池整備事業など、桜区の防災力を高める事業が着々と進展しています。

これら国・県・市のハード整備事業を土台に、私たちひとり



浦和市場にて

一人が自助·共助·公助のまちづくりに取り組んでいくことが減災へと結び付いていくものと認識しています。 いつまでも当たり前のように平穏で活力ある日常を過ごしていきたいです。 **桜区長 神田 篤**

秋の全国交通安全運動 9月21日~30日

- ・自動車も自転車も、17時に はライトを点灯しましょう。
- 夜に出歩くときは、反射材 等を身に着けましょう。
- 自転車も交通ルールを守りましょう。





住宅用火災警報器を 設置しましょう!

住宅には、火災時に煙を自動的に感知し、 警報や音声により知らせる住宅用火災警報 器の設置義務があります。



火災の早期発見により、就寝中等の逃げ遅れを防ぎ、被害の 軽減につなげることができる機器です。住宅火災から命を守る ため、設置をお願いします。

既に設置されている場合は、月1回程度、動作確認をお願いします。

問合せ 桜消防署管理指導課 **四**836·0119 **№**836·0139

桜区の豊かな自然や伝統行事、歴史的財産など、皆さんが撮影した「とっておきの1枚」の写真をご応募ください。

未発表でネガやデータの提供が可能であれば、撮影した時期は問いません。 応募締め切り後、審査を行い、入賞作品は市報(桜区版)に掲載するほか、区のPRに 活用させていただきます。

応募締切 11月18日金

詳細は、桜区コミュニティ課や区内公共施設等で配布している募集要項、区ホームページをご覧ください。

₩ 桜区とっておきの1枚写真コンテスト 検索 🕟

問合せ 桜区コミュニティ課 **週**856·6130 **風**856·6273





昨年度応募作品

